

工種・業種・営業品目の追加について

定期申請または随時申請により既に登録済みの業者の方で、工種（建設工事）、業種（建設コンサル）、営業品目（物品・役務）の追加を希望される業者は平成 31 年 1 月 7 日～平成 31 年 1 月 31 日の間に変更申請を行ってください。

1 操作方法

「競争入札参加資格申請受付システム」にログインして、業者メニューを表示します。

「変更申請」リンクをクリックしてください。

以降の操作は、新規の際の操作と同様なので、詳細は入力の手引きをご覧ください。



2 変更申請の種類と添付書類について

変更申請を行った場合は、念の為ヘルプデスク宛に変更内容（工種・業種・営業品目の追加）をメールで連絡してください。（入力操作が完了していない場合が見受けられるため）

また、添付書類を送付する場合は、送付票等を付けた上で送付してください。

送付先：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁県土整備部建設企画課内
群馬県CALS／EC市町村推進協議会

綴り方：表紙に「共通添付書類送付票」を、次に「誓約・同意」として、次から業種毎に以下に示す添付書類を綴じてください。

また、添付書類を綴じる際は「共通添付書類送付票」に記載している順番に並べて綴じて

ください。

なお、申請する団体が複数あっても、送付する書類は1組で構いません。(申請する団体数分を送付して頂く必要はありません。)

送付票等：競争入札参加資格申請受付システムで申請入力後に印刷して使用してください。

業種毎に共通添付書類送付票、誓約・同意の書式が異なりますので、間違えないでください。

(1) 工種・業種・営業品目の追加について

●システムにて工種・業種・営業品目の追加の登録をしてください。

●共通添付書類

・工種・業種・営業品目の追加

(ア) 建設工事の場合は、最新及び一つ前の経審の申請の際に使用した二期分の工事経歴書、技術職員名簿を変更申請の際にシステム内で指定の場所に添付してください。

(イ) 建設コンサルの場合は、追加した業種で営業に許可等が必要な場合は、その許可の写しと二カ年分の測量等実績調書、技術者経歴書を変更申請の際にシステム内で指定の場所に添付してください。

(ウ) 物品・役務の場合は、追加した営業品目で営業に許可等が必要な場合は、その許可の写しと二カ年分の業務実績報告書、技術者経歴書を変更申請の際にシステム内で指定の場所に添付してください。(※申請先団体により添付ファイルが異なります。)

※**工種・業種・営業品目追加の注意点1**

工種・業種・営業品目追加については**受付期間を限定します。**

受付期間：平成31年1月7日(月)～平成31年1月31日(木)

上記期間内に申請のみ完了されていても、不備(書類が期限までに到着しない、入力内容の修正が期限までに終わらない等)などの理由で受付期間を過ぎてしまった場合は受理になりませんのでご注意ください。申請手続は余裕を持って行って下さい。

※**工種・業種・営業品目追加の注意点2**

建設工事の工種追加にあたっては、平成31年1月1日現在の有効経審が必要です。

平成31年1月1日時点で経審を取得していない工種の追加は行えませんのでご注意ください。

※工種・業種・営業品目追加の注意点3

(物品・役務業者において営業品目の追加を行う場合)

経営規模等・機械設備の額については、「物品の製造」または「役務の提供」の営業品目を申請する場合の入力項目です。

「物品の製造」または「役務の提供」の営業品目を追加申請する場合で、当初の申請の際に経営規模等・機械設備の額に未入力の場合のみ、入力してください。

営業品目数の上限は、大分類6品目までです。既に6品目で認定されている方も、他の営業品目を削除していただければ、別の営業品目を追加できます。